

東村山市附属機関等の会議の公開に関する指針

平成 21 年 5 月 25 日市長決裁・制定

(目的)

第 1 この指針は、東村山市情報公開条例(平成 10 年条例第 28 号。以下「情報公開条例」という。)第 20 条に規定する情報提供施策のひとつとして附属機関等の会議を公開することにより、市政への市民参加を推進し、市政の透明性、公平性を向上させるため、必要な事項を定めるものである。

(対象)

第 2 この指針の対象とする附属機関等とは、東村山市附属機関等の設置及び運営に関する要綱(平成 13 年東村山市訓令第 1 号)第 2 条第 3 項に規定する附属機関等をいう。

(会議開催の周知)

第 3 附属機関等の庶務を担当する組織の長(以下「庶務担当課長」という。)は、会議の開催に当たっては公開・非公開の別にかかわらず、当該会議開催日のおおむね 2 週間前に、次の各号をイベント情報登録システムに登録して市のホームページに掲載するとともに、「会議開催のお知らせ」(参考様式 1)を情報コーナー及び図書館に配架するものとする。

- (1) 会議名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 会議の公開又は非公開の別
- (6) 会議の全部又は一部を非公開とする場合においては、その理由
- (7) 傍聴手続方法と傍聴者の定員及び希望者が定員を超えた場合の処置
- (8) 担当所管名(問合せ先)
- (9) その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、会議を緊急に開催する必要性が生じたとき等やむを得ない場合は、この限りでない。

(会議の公開)

第 4 附属機関等の会議は、条例の規定により非公開とされている場合を除き公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会長が会議に諮って決定することにより、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 情報公開条例第 6 条各号に規定する非公開情報を含む内容について審議等を行う場合
- (2) 会議を公開することにより、委員の率直な発言と意見交換に支障が生じるなど、

公正かつ円滑な議事運営が損なわれるおそれがある場合

- 2 附属機関等は、会議の全部又は一部を非公開とすることを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。

(公開の方法等)

第5 附属機関等の会議の公開は、これを傍聴させることにより行う。

- 2 附属機関等は、会議の傍聴を認める定員をあらかじめ定めるとともに、会場に一定の傍聴席を設けるものとする。
- 3 附属機関等は、会議の議題を記載した会議次第を傍聴者に配付又は会場内に掲示するものとする。
- 4 附属機関等は、会議を公開するにあたり、傍聴に係る手続及び遵守事項(参考様式2)を定めるものとする。
- 5 附属機関等は、前項の規定に基づき定めた内容について、会場入り口に掲示する等の方法により傍聴者に周知するものとする。

(会議録の作成)

- 第6 附属機関等の庶務担当課長は、審議経過等が明確となるように、会議の公開、非公開に関わらず、速やかに会議録(参考様式3)を作成しなければならない。
- 2 会議録は、当該会議録に係る会議に出席した附属機関等の委員全員もしくは委員を代表して会長が内容を確認した後に確定するものとする。

(会議録等の公表)

- 第7 附属機関等の庶務担当課長は、公開により開催された会議の会議録及び会議資料(以下「会議録等」という。)を情報コーナー及び図書館へ配架するとともに、市のホームページへ掲載して公表する。ただし、情報公開条例第6条各号に規定する非公開情報が記載された部分は公表しない。
- 2 非公開により開催された会議の会議録等の公開については、情報公開条例の定めるところによる。
- 3 附属機関等の庶務担当課長は、委員の個人情報(氏名、職業、地位、会議の出欠、会長等の別等)を市のホームページ等で提供する場合は、方法及び内容について、事前に当該委員の了承を得るものとする。

附 則

(施行期日)

この指針は、公布の日(平成21年6月1日)から施行する。